

保険証・認定証が新しくなります

国民健康保険

現在お持ちの保険証（水色）の有効期限は、一部の人を除いて平成 24 年 7 月 31 日までとなっています。新しい保険証（黄色）は 7 月中に簡易書類で郵送しますので、平成 24 年 8 月 1 日からは新しい保険証（黄色）をお使いください。現在の保険証（水色）は 8 月 1 日以降に役場住民課に返却するか、個人で破棄してください。個人で破棄する場合は、ハサミで切るなどして個人情報の漏えいに十分注意してください。

現在お持ちの保険証（水色）の有効期限は、平成 24 年 7 月 31 日までとなっています。**新しい保険証（黄色）は 7 月中に簡易書類で郵送します**ので、平成 24 年 8 月 1 日からは新しい保険証（黄色）をお使いください。

▼更新について

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」（水色）の有効期限は、平成 24 年 7 月 31 日までとなっています。新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）は 7 月中に保険証と一緒に簡易書類で郵送しますので、平成 24 年 8 月 1 日からお使いください。

▼新規の申請について

低所得者Ⅰ・Ⅱの人が入院や外来受診をする場合には、この「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、役場住民課保険班に申請してください。なお、現役並み所得者、一般所得者の人は該当しないので、申請の必要はありません。

【申請に必要なもの】 後期高齢者医療被保険者証 印かん

▼入院時の一時負担と食事代

	入院時の自己負担限度額(月額)	外来時の自己負担限度額(月額)	食事代(1食当たり)
現役並み 所得者(※1)	80,100円 + (総医療費 -267,000円) × 1 %	44,400 円	260 円
	4 回目から 44,400 円		
一般所得者 (※2)	44,400 円	12,000 円	260 円
低所得者Ⅱ (※3)	24,600 円	8,000 円	過去12か月で90日までの入院 210円
			過去12か月で91日目からの入院 160 円 (※5)
低所得者Ⅰ (※4)	15,000 円	8,000 円	100 円

- ※1 現役並み所得者とは、同一世帯の被保険者に課税所得が145万円以上の人がいる場合
- ※2 一般所得者とは、現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人
- ※3 低所得者Ⅱとは、被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税の人
- ※4 低所得者Ⅰとは、被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税で世帯全員の各所得が0円となる人（年金収入のみの場合は、80万円以下の人）
- ※5 入院期間が90日を超えた場合は、申請により食事代が160円になります

平成24年度社会教育関係団体 役員・理事の紹介

(敬称略)

不法投棄とは？

不法投棄とは、廃棄物（ごみ）を定められたルールに従って、適正に処理せず、処分場以外の山林や原野、空き地などにみだりに捨てたり埋めたりする行為です。

不法投棄には厳しい罰則があります

不法投棄をした人には、5年以下の懲役もしくは

くは1千万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、またはその両方の罰則が科せられます。

土地の所有者（管理者）には責任があります

土地の所有者は、自分の土地に不法投棄された時は、捨てた人が不明の場合、その廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません。

絶対をやめましょう！

不法投棄は

粗大ゴミ
特別受入れを
行います

日 8月5日

時 8月5日（日）
午前9時～正午

※粗大ゴミの持ち込みは
有料となります。

▽住民課住民班
☎78-3113

問い合わせ

▽ごみ処理場
☎78-2584

（内113）